

資格更新制度改定について

2014/9/1

特定非営利活動法人 NPO生涯学習

目次

目次は、以下のとおりです。

1. 用語の定義
2. 目的
3. 概要
4. 詳細
 - 4-①. 詳細_更新料金・有効期間・更新ポイント数の改定
 - 4-②. 詳細_繰越制度の導入
 - 4-③. 詳細_取得ポイント数の改定①
 - 4-③. 詳細_取得ポイント数の改定②

1.用語の定義

制度改定を説明するに当たり、主に使用する用語を以下のとおり定義します。

用語	内容
継続学習制度	NPO生涯学習認定キャリア・コンサルタントの標準スキル維持・向上を図ることを目的とした、継続的に学習を行っていただくための仕組みのこと。
資格更新制度	継続学習制度の目的達成に向けた、NPO生涯学習認定キャリア・コンサルタントが継続的に行った学習量を測るための仕組みのこと。
更新ポイント数	資格更新に必要な取得ポイント数の累積数のこと。 (例)登録時:以降3年間での更新ポイント数は、60pt
取得ポイント数	各活動(継続学習活動)によって付与されるポイント数のこと。 (例)キャリア・コンサルティング技能士1級取得による取得ポイント数は、30pt

2.目的

制度改定の目的は、以下の通りです。

継続学習制度の目的に反することなく、かつ、NPO生涯学習認定キャリア・コンサルタントの

‘仕事や生活に支障をきたすことなく’

資格更新が可能となるような仕組みに改めること。

3.概要

継続学習制度改定の概要は、以下の通りです。

①更新料金・有効期間・更新ポイント数の改定

更新料金を低減・有効期間を短縮・更新ポイント数を低減することとしました。

②繰越制度の導入

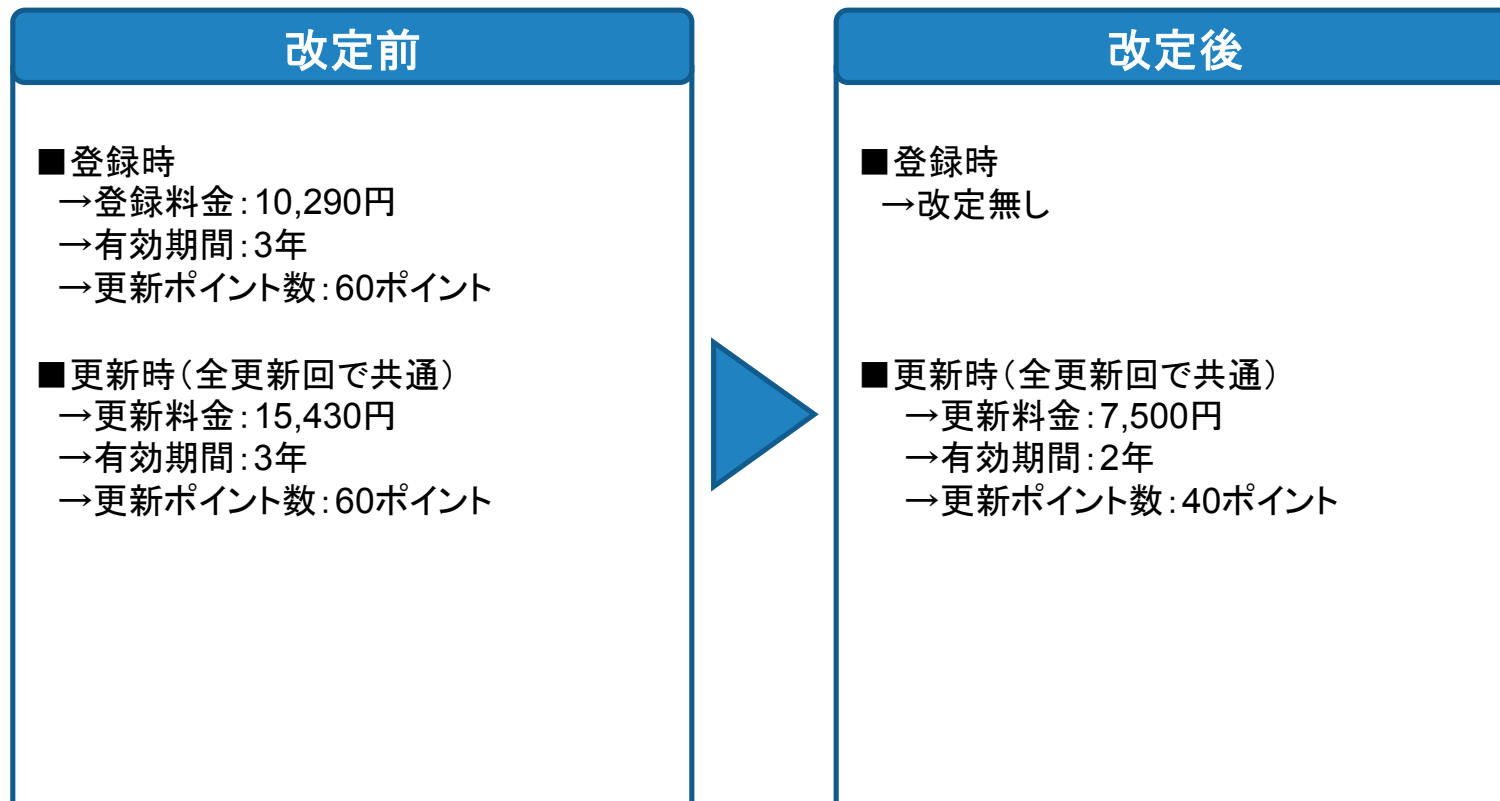
更新ポイント数をオーバーしたポイント数を、次回更新回への繰越を可能としました。

③取得ポイント数の改定

各活動項目に対する取得ポイント数の大幅増加、および上限撤廃をすることとしました。

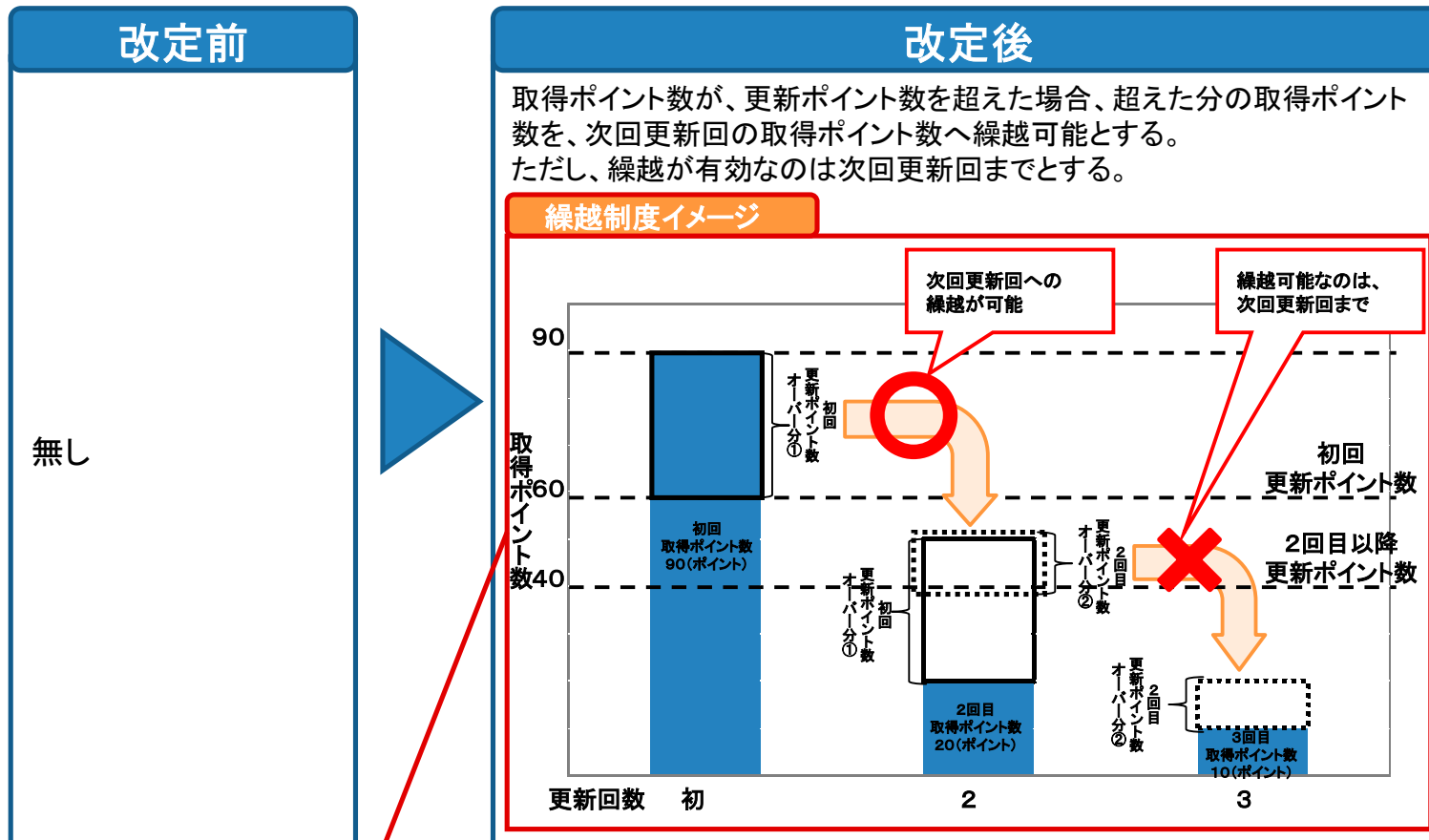
4-①.詳細_更新料金・有効期間・更新ポイント数の改定

更新料金・有効期間・更新ポイント数の改定詳細は、以下の通りです。



4-②.詳細_繰越制度の導入

繰越制度の導入の詳細は、以下の通りです。



【例】初回更新時、取得ポイント数が90ポイントだった方の場合

更新ポイント数オーバー分のポイントは、 $90 - 60 = 30$ ポイント(①)。オーバー分の30ポイントを2回目更新に繰越することができる。
2回目更新時、取得ポイント数が20ポイントだった場合、取得ポイント数は、 $20 + 30$ (①) = 50ポイントとなり、更新ポイント数40ポイントをクリアすることができる。
ただし、2回目更新時の更新ポイント数オーバー分のポイントである $50 - 40 = 10$ ポイント(②)は、3回目更新に繰越することはできない。

4-③.詳細_取得ポイント数の改定①

取得ポイント数改定の詳細は、以下の通りです。

領域区分	活動項目	改定前	改定後
知識・スキル領域	【知識・スキル領域】全体での取得ポイント数上限	上限無し	改定無し
	NPO生涯学習主催セミナー等への参加	参加1回につき2～10P 上限無し	1時間につき4P (1時間未満は、切上) 上限無し
	NPO生涯学習指定セミナー等への参加	参加1回につき2～20P 上限無し	1時間につき4P (1時間未満は、切上) 上限無し
	NPO生涯学習主催・指定通信講座の受講	受講1回につき2～10P 上限無し	1タイトルにつき10P (e-ラーニング講座は、4P) 上限無し
	法人格を有する他の団体及び官公庁主催のセミナー等への参加 または通信講座の受講	参加1回につき2P セミナー・講義・研修は、 開催時間1回3時間以上 講演会は、 1回1時間30分以上のものに限る、 セミナー等の構成が複数回の 場合は、 1回とカウントする。 上限は、1有効期間10P	・セミナー参加 1時間につき4P (1時間未満は、切上) ・通信講座受講 1タイトルにつき10P 上限無し
	専門家指導によるスーパービジョンの受講 専門家とは、キャリア・コンサルティング技能士1級、臨床心理士、精神科医、大学教授、准教授および講師を指す	受講1日につき2P 上限は、1有効期間4P	1回につき5P 上限無し
	資格の取得(その1) キャリア・コンサルティング技能士1級 社会保険労務士 臨床心理士 中小企業診断士	1資格につき20P	1資格につき30P
	資格の取得(その2) ①キャリア・コンサルティング技能士2級 ②メンタルヘルス資格などキャリア・コンサルティングに有益な資格 (FP、メンタルヘルスマネジメント検定、など)	①1資格につき10P ②1資格につき5～10P	①1資格につき20P ②1資格につき10～15P
	進学 キャリア系学部・学科を有する短大・大学・大学院への進学と キャリア系科目の受講・履修	1校につき10P 上限は、1有効期間10P	1校につき30P 上限無し

4-③.詳細_取得ポイント数の改定②

取得ポイント数改定の詳細は、以下の通りです。

領域区分	活動項目	改定前	改定後
知識・スキル領域	著述(その1) ①キャリア・コンサルティングに関する書籍出版 ②雑誌・書籍・当NPOホームページにキャリア・コンサルティングに関する800字以上の論文・記事を執筆	①1編につき8P(共著4P) ②1編につき4P(共著2P)	①1編につき30P(共著15P) ②著述(その2)と統合
	著述(その2) キャリア・コンサルティングに関する論文提出	1編6000字以上とし、 1編につき4P 上限は、1有効期限8p	1編800字以上とし、 1編につき10P(共著5P) 上限無し
	有志で開催する自主勉強会	無し	1時間につき4P (1時間未満は、切上) 幹事は、+2P 上限無し
	研修交流会	無し	1回につき5P 上限無し
実務・実践領域	【実務・実践領域】の取得ポイント数上限	上限30ポイント	上限無し
	日常的に実施するキャリア・コンサルティング業務 年間100日以上キャリア・コンサルティング業務、就業場所は企業、教育機関、官公庁、個人事務所等として特定しない	15P 上限は、1有効期間15P	1日につき2P 上限無し
	非定期的に実施するキャリア・コンサルティング業務 年間100日未満のキャリア・コンサルティング業務、就業場所は企業、教育機関、官公庁、個人事務所等として特定しない	1日につき1P 上限は、1有効期間10P	1日につき2P 上限無し
	セミナー・講義・研修・講演会の講師	1回につき4P セミナー・講義・研修は、開催時間1回3時間以上 講演会は、1回1時間30分以上のものに限る、 セミナー等の構成が複数回の場合は、1回とカウントする。 上限は、1有効期間8P	・メイン講師 1時間につき10P (1時間未満は、切上) ・サブ講師 1時間につき4P (1時間未満は、切上) 上限無し
	学会発表 学会におけるキャリア・コンサルティングに関連するテーマの研究発表	1回につき4P 上限は、1有効期間8P	1回につき10P 上限無し
	NPO生涯学習が実施する講座・勉強会等でのボランティア等の業務	無し	1回に2~10P 上限無し

※ホームページ等に取得ポイント数が掲載されている場合は、掲載されているポイント数を優先します。